

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一
加古川市監査委員 北 本 敏
加古川市監査委員 小 林 直 樹
加古川市監査委員 大 野 恭 平

指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項並びに加古川市監査基準第20条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

令和5年4月1日から令和6年8月31日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会	加古川市総合福祉会館	高齢者・ 地域福祉課

2 監査の実施期間

令和6年10月18日から令和6年12月24日まで

3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

4 指定管理者等の概要

(1) 加古川市総合福祉会館

ア 指定管理者名 社会福祉法人加古川市社会福祉協議会

イ 指定管理者が行う業務

(ア) 加古川市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第15号）第3条に規定する業務

(イ) 会館の利用の許可に関する業務

(ウ) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(エ) その他会館の管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務については、指摘すべき事項は見受けられなかった。